慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	収益費用観・資産負債観の再構成
Sub Title	Reconstruction of revenue and expense view and asset and liability view
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2013
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.56, No.1 (2013. 4) ,p.27- 44
JaLC DOI	
Abstract	「金融商品に係る会計基準」(1999年)を分岐点として, 会計においても, 取得原価のみならず, 売却時価等が導入されることとなった。そうした変革は, 一般に,「収益費用観から資産負債観へ」をキーワードにして遂行されたが, そうした変革の本質は, けっして明らかではない。そこで, 本稿では, その点につき, 時価変動組込み説と金融活動組込み説というふたつの理解があることを指摘したうえで, 「金融商品に係る会計基準」制定前後における会計実践の変化の説明可能性, および現行会計における諸概念の整合性というふたつの視点から, どちらの理解が妥当なのかを検討することにしたい。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20130400-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第56巻第1号
2013年 4 月

2013年5月24日掲載承認

収益費用観・資産負債観の再構成

笠　井　昭　次

＜要　　約＞
「金融商品に係る会計基準」(1999年) を分岐点として，会計においても，取得原価のみならず，売却時価等が導入されることとなった。そうした変革は，一般に，「収益費用観から資産負債観へ」をキーワードにして遂行されたが，そうした変革の本質は，けっして明らかではない。そこで，本稿では，その点につき，時価変動組込み説と金融活動組込み説というふたつの理解があることを指摘したうえで，「金融商品に係る会計基準」制定前後における会計実践の変化の説明可能性，および現行会計における諸概念の整合性というふたつの視点から，どちらの理解が妥当なのかを検討することにしたい。

＜キーワード＞
収益費用観，資産負債観，売買目的有価証券，満期保有目的金融資産，取得原価，償却原価，売却時価，アキュムレーション法（利息法），アキュムレーション法（定額法）
取得原価主義会計論，時価変動組込み説，金融活動組込み説，配分思考，価値評価思考，価値生産活動，資本貸与活動

今日，会計実践は，金融資産の評価を中心にして，大きな変革を遂げた。その分水嶺になったのは，1999年に制定された「金融商品に係る会計基準」（以下，「金融商品基準」と言う）である。そこで，この「金融商品基準」が制定される以前を「旧実践」，制定された以後を「新実践」とよぶことにすると，旧実践においては，いわゆる取得原価主義会計論の論理に従って，原則として取得原価評価（原価＝実現原則）であったのに対し，新実践においては，取得原価・売却時価・増価（償却原価）のみっつの評価基準が等価的に認められることになった。そして，この旧実践から新実践への移行は，一般に，「収益費用観から資産負債観への転換」というキーワードによって語られている。したがって，現代会計を理解するためには，この「収益費用観から資産負債観への転換」ということの含意が明らかになっていなければならないし，さらには，収益費用観・資産負債観という二項対立の実相が審らかにされていなければならない。しかし，今日，一般的には，「収益費用観によればかくかくの処理になり，資産負債観によればしかじかの処理

になる」といった議論が中心であり，収益費用観・資産負債観という二項対立の実相，あるいは「収益費用観から資産負債観への転換」の含意といったことは，明らかにされているとは言い難い。そこで，本稿では，その点についての若干の整理を行ない，現代会計の本質に迫ることとしたい。

なお，収益費用観および資産負債観という概念は，きわめて多様であるが，ここでは，フローとストックとの規定・被規定関係にかかわっていると理解しておく。すなわち，収益費用観というのは，フロー（F）がストック（S）を規定する関係にある（したがって，［F→S］とでも表現できる）のに対して，資産負債観は，ストック（S）がフロー（F）を規定する関係にある（したがって，［S→F］とでも表現できる）と理解しておこう。しかし，このFとSとの規定・被規定関係としての収益費用観・資産負債観にしても，その概念内容は一様ではなく，論者によって異なっており，そして，その相違に従って，処理規約が異なってくるのである。ここでは，その点に関するふたつの考え方を対比させ，FとSとの規定・被規定関係としての収益費用観・資産負債観の概念を明らかにすることとしたい。

Ⅰ　旧実践から新実践への変革の概要

最初に，旧実践から新実践への変革を素描しておこう。ここでは，製品・機械等，満期保有目的金融資産，そして売買目的有価証券というみっつの資産カテゴリーを取り上げ，その処理規約の変化について，概観することにしよう。

まず製品・機械等の資産カテゴリーについては，旧実践でも新実践でも，その処理規約は，変わっていない。つまり，原価＝実現原則が文字通り適用されるので，取得原価で評価されることになる。新実践での変革は，もっぱら金融資産に生じたのである。

そこで，満期保有目的金融資産であるが，旧実践においては，取得原価評価が原則であった。つまり，取得原価主義会計論における原価＝実現原則が援用されていたとみてよいであろう。したがって，その損益（受取利息）は，償還時に一括して生じると考えられていたのではないだろうか。しかし，その損益が受取利息であることを考えると，利益の計上が，あまりに偏りすぎていると言わなければならない。そこで，その偏りを是正すべく，おそらく「利益の平準化」といった発想に基づき，アキュムレーション法（定額法）も認めざるを得なかったのであろう。しかし，その処理方法は，原価＝実現原則にはそぐっていないので，いわば例外的方法として，許容されたにすぎなかったのである。

それに対して，新実践においては，原則的にアキュムレーション法ないしいわゆる償却原価法が適用されることになったので，償却原価（増価）が原則的評価となったのである。しかも，そのアキュムレーション法にしても，一般的には，複利法の考え方に基づく利息法を意味すると考えられているようである。

最後に，売買目的有価証券であるが，旧実践では，一般に費用性資産とみなされていたので，原価＝実現原則がそのまま適用され，製品・機械等と同じく，取得原価で評価されていた。

それに対して，新実践においては，大きく変わり，各期末において，売却時価で評価され，その評価差額が，保有損益として認識されることになったのである。

以上を纏めれば，次のようになる。

図表 1

［変革の具体的内容］

	＜旧実践＞		＜新実践＞
製品・機械等	取得原価	----------	取得原価
満期保有目的金融資産	（原則）取得原価	⇒	償却原価（利息法）
	（許容）償却原価（定額法）		
売買目的有価証券	取得原価	⇒	売却時価

Ⅱ　変革の本質に関するふたつの見方

旧実践から新実践への処理規約の変革の全体像は，図表１に示したようなものであるが，問題は，こうした変革の本質をどのように理解するかという点である。この点は，旧実践を規定していた取得原価主義会計論の理論的問題点をどこに求めるのかということと深くかかわっている。結論的に言えば，この点に関する理解の仕方により，大別して，時価変動組込み説と金融活動組込み説とでも言うべきふたつの見方が，分岐するのである。

（1）　取得原価主義会計論の特質

そこで，取得原価主義会計論の理論的問題点について考えてみよう。一口に取得原価主義会計論と言っても，その理解の仕方は多様であるが，論理的にもっとも精緻化されたものは，資本循環シェーマ［Ｇ－Ｗ－Ｇ′］に準拠して貨幣性資産・費用性資産という資産分類を導出したうえで，この資産分類に基づいて処理規約を構想した体系であろう。そこでは，本質的には，損益を産出するのは費用性資産だけであるが，それを定式化したのが，原価＝実現原則に他ならない。すなわち，費用性資産の損益は，当該費用性資産の引渡し（費用）と対価の獲得（収益）との交換，つまり実現（販売）によって認識されるのである。この実現（販売）時点までは，損益を計上してはならず，そのために，取得原価で評価され続けるのである。その間に当該費用性資産の時価がどのように変動しようと，実現（販売）時点までは評価替えをしてはならず，取得原価数値を保持しなければならない。これが，原価＝実現原則の含意に他ならない。

以上のように考えれば，当面の問題に関するかぎり，取得原価主義会計論の特質としては，①

損益産出活動としては，価値生産活動しか想定していないこと（貨幣性資産・費用性資産という資産カテゴリーしか存在しないこと），および②原価＝実現原則により，実現（販売）時点までは，当該費用性資産の時価がどのように変動しようと，それを無視して，取得原価で評価し続けること，という２点が指摘できるのである。

（２）　時価変動組込み説

旧実践から新実践への変革の本質については，時価変動組込み説と金融活動組込み説というふたつの見方があり得るのであるが，まず前者を取り上げよう。この時価変動組込み説というのは，取得原価主義会計論の特質②に着目する。つまり，当該費用性資産の時価変動は無視して取得原価を維持しつつ，この取得原価を，費用として各期に配分するのである。このように，費用というフローがまず定まり，それを差引くことによって，ストックとしての期末資産額が算出される。したがって，ストックとしての期末資産額は，未配分のフローを意味するにすぎず，いかなる意味でも，当該費用性資産の経済的価値を表すものではない，ということになる。

この②に着眼する立場によれば，収益費用観は，こうした形で，フロー（費用）がストックを規定する計算方式として理解されているようである。そこでは，時価変動を顧慮せず，取得原価を各期に配分するのであるから，一般には，配分思考と特質づけられることになる。

取得原価主義会計論に関する収益費用観をこのように理解するかぎり，資産の時価変動が無視されているという点に，批判の矛先が向かうことになろう。逆に言えば，期末資産を時価で評価すべきだという主張である。こうした時価評価の導入は，フローがストックを規定する収益費用観によっては，とうてい不可能であり，ストックを直接的に測定する計算方式に改められなければならない。かくして，ストックがフローを規定する（ストック差額として損益が算出される）計算方式としての資産負債観という概念が導入されることになる。そして，この場合には，そのストックの評価額は，時価に限定されることになる。もっとも，ストックがフローを規定する（ストック差額によって損益が算出される）という計算方式は，そのストックが時価評価でなければ成立しないというものではない。後述のように，当初の利子率で割引いた増価（いわゆる償却原価）も，ストックがフローを規定する計算方式たり得るのであるが，ここでは，この増価は排除され，時価評価だけが，資産負債観［Ｓ→Ｆ］に帰属させられることになるのである。

取得原価主義会計論の特質として，②に着眼するかぎり，資産負債観は，以上のように，ストックを直接的に時価評価するという計算方式として理解されるので，一般に，価値評価思考と特質づけられるようである。

いずれにしても，この立場に依拠するかぎり，売買目的有価証券について，収益費用観から資産負債観への転換がなされなければならず，そのことによって，会計に時価評価が登場することになるのである。そして，この時価の導入が，旧実践から新実践への変革の本質とみなされているので，こうした見方は，時価変動組込み説とでも言ってよいであろう。この見方に従って，図表１を整理すれば，図表２のようになろう。

時価変動組込み説によれば，旧実践の全体は，配分思考としての収益費用観によって説明され

図表 2

［時価変動組込み説］

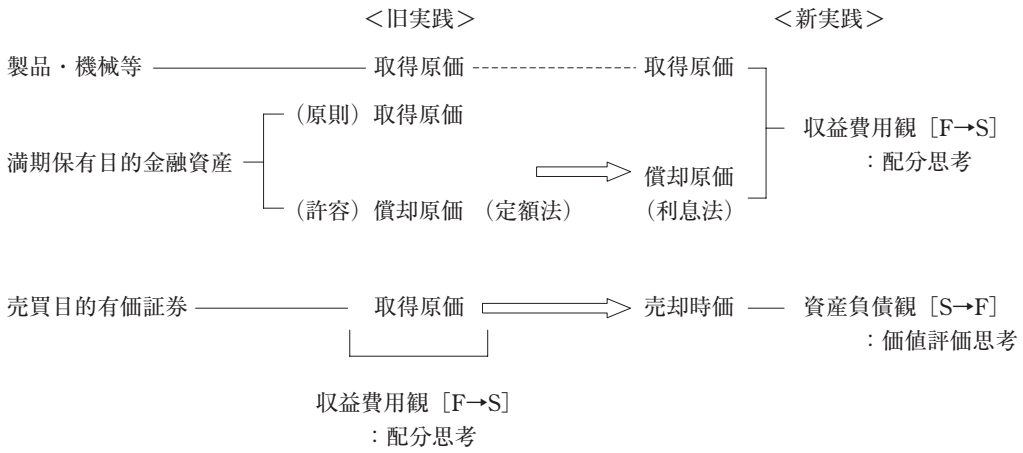

るのに対して，新実践では，売買目的有価証券が価値評価思考としての資産負債観によって説明されることになる。したがって，旧実践から新実践への変革は，図表２のように整理できると思われるが，若干の説明を加えておこう。時価変動組込み説においては，資産負債観［Ｓ→Ｆ］は，価値評価思考と結び付けられているので，そこには，時価評価されるものだけが，帰属する。上でふれた償却原価（増価）の場合には，割引現在価値ではあるが，当初の利子率によって算出されるので（最新の利子率ではないので），価値評価思考に属するとは言えない。したがって，製品・機械等の取得原価と同じく，配分思考に帰属させられ，収益費用観［Ｆ→Ｓ］の計算方式とみなされることになる。

以上が時価変動組込み説の概要であるが，これが，今日の通説と言ってよいであろう。

（３）　金融活動組込み説

収益費用観［Ｆ→Ｓ］と資産負債観［Ｓ→Ｆ］との関係は，一般的には，前述のように，配分思考と価値評価思考との対立として理解されているが，しかしながら，そうした理解しかあり得ない，というのではない。別の理解の仕方も，理論的には，あり得るのである。それが，（１）で述べた，①損益産出としては，本質的には価値生産活動しか想定していない（貨幣性資産・費用性資産という資産カテゴリーしか存在しない），という取得原価主義会計論の特質に着目する見方に他ならない。本稿は，言うまでもなく，この見方に与しているが，価値生産活動とは異質の資本貸与活動（金融活動）という損益産出活動を想定するかぎり，取得原価主義会計論のように，価値生産活動にかかわる収益費用観という計算方式だけでは，会計実践の全体を合理的に説明できるはずがないということにならざるを得ない。したがって，資本貸与活動に関して，何らかの別の計算方式が導入されなければならないが，それが，資産負債観に他ならない。

収益費用観［Ｆ→Ｓ］・資産負債観［Ｓ→Ｆ］を，価値生産活動・資本貸与活動とのかかわり

で構成すれば，次のようになろう。すなわち，収益費用観がフローを起点にした計算方式であるとすれば，まずもってフローが自律的に把握できなければならない理である。そうであれば，そのフローというのは，物量的フローでなければならない。つまり，物量的フローが存在しなければならないのであるが，そのことは，この計算方式が，人間労働力に基づいて価値が生産される活動（その実体が人間労働力によって構成されている経済財の生産に関する活動）にかかわっている，ということを意味している。

他方，資産負債観がストックを起点にした計算方式であるということは，フロー自体は把握できないこと，つまり物量的フローが存在しないことを含意している。逆に言えば，そこに存在するのは，ストックだけであり，したがって，ストック評価額だけが算出され得るのである。フローというものを想定し得るとすれば，そのストック評価額の差額ということになろう。しかし，そのストック評価額の差額には，物量的フローなど随伴しない。ただ単に，２時点間のストック評価額の差額として，計算的に算出されたものにすぎないのである。そこで，こうしたフローを，ここでは，物量的フローに対して，評価的フローとよんでおこう。資産負債観のこうした計算方式に妥当するのは，資本貸与活動（金融活動）に属する経済財であろう。それに属する満期保有目的金融資産あるいは売買目的有価証券というのは，人間労働力によって産出されたものではない。したがって，人間労働力といった実体を具えていないいじょう，人間労働力の価格によって測定できる生産価格なども，ない。もっとも，取引の対象にはなっているのであるから，価格は存在するが，その価格は，あくまで，将来期待できるキャッシュインフローを一定の利子率で現在の価値にまで引き戻した割引現在価値（ただし社会的に平均化された割引現在価値）によって測定されるのである。

以上のように考えれば，収益費用観［Ｆ→Ｓ］は価値生産活動の損益に関する計算方式，資産負債観［Ｓ→Ｆ］は資本貸与活動の損益に関する計算方式ということになる。つまり，企業は，その主体的損益産出活動として，価値生産活動の損益と資本貸与活動の損益というふたつの異質の損益を産み出しているが，収益費用観［Ｆ→Ｓ］と資産負債観［Ｓ→Ｆ］とは，そのふたつの異質な損益の算出に関する計算方式の対立なのである。

新実践における資産負債観［Ｓ→Ｆ］は，この見方によれば，実は，金融活動（資本貸与活動）を会計に取込み，合理的に処理するために導入された計算方式と言ってよいであろう。したがって，こうした見方は，（２）で述べた一般的理解，つまり時価変動組込み説に対して，金融活動組込み説とでも特質づけることができよう。

こうした金融活動組込み説によれば，図表１の旧実践から新実践への変革は，図表３のように整理されることになろう。

金融活動組込み説によれば，収益費用観［Ｆ→Ｓ］は，新実践では，価値生産活動の計算方式として位置づけられている。他方，増価も売却時価も，割引現在価値の下位カテゴリーであるいじょう，資産負債観［Ｓ→Ｆ］に属している。つまり，資産負債観［Ｓ→Ｆ］は，資本貸与活動の計算方式として位置づけられているのである。通説の時価変動組込み説においては，収益費用観［Ｆ→Ｓ］が配分思考にかかわる計算方式，資産負債観［Ｓ→Ｆ］が価値評価思考にかかわる

図表 3

［金融活動組込み説］

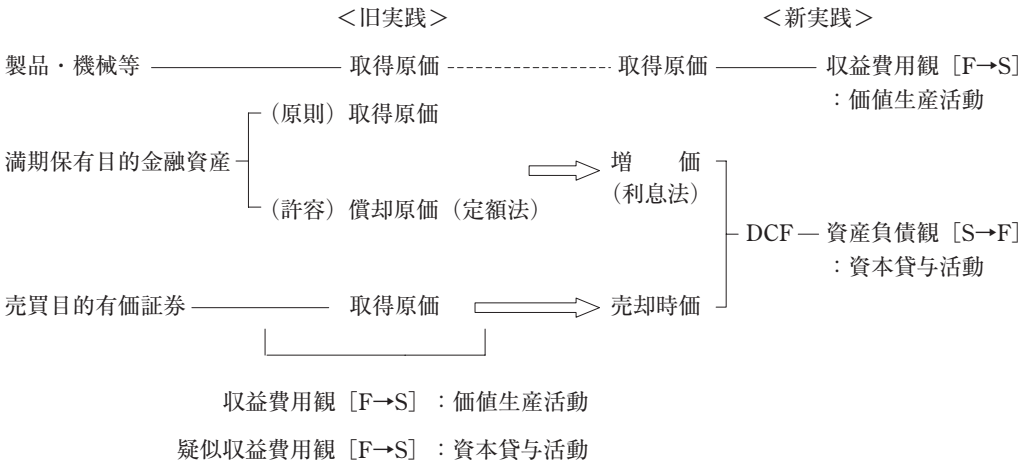

計算方式と定義されたのとは，根本的に異なっている。

こうした理解に基づけば，旧実践における金融資産（満期保有目的金融資産・売買目的有価証券）は，基本的には，価値生産活動と同じく交換的損益を産出するとみなされているので，収益費用観（しかし，それは本来の意味での収益費用観ではあり得ないので，疑似収益費用観とでも言うべきであろう）が採用されていることになる。それが，新実践において，金融資産に相応しい資産負債観が適用されるに至った，ということになるのである。

×　×　×　×　×

以上において，取得原価主義会計論の理論的問題点，収益費用観［F→S］・資産負債観［S→F］の概念内容，そして収益費用観から資産負債観への移行の本質という三者の関係をみてきたが，それを纏めれば，次のようになろう。

図表 4

取得原価主義会計論の理論的問題点	収益費用観・資産負債観の概念内容		収益費用観から資産負債観への移行の本質
	収益費用観［F→S］	資産負債観［S→F］	
②時価変動の無視	配分思考の計算方式	価値評価思考の計算方式	時価変動の組込み
①金融活動の無視（価値生産活動中心の概念構成）	価値生産活動の損益に関する計算方式	資本貸与活動の損益に関する計算方式	資本貸与活動（金融活動）の組込み

本稿の視点からすれば，以上のように，旧実践から新実践への変革の本質については，時価変動組込み説と金融活動組込み説というふたつの考え方が，対峙しているのである。そうであれば，本来，どちらの考え方が妥当なのか，ということが問われなければならない。本稿は，金融活動組込み説の立場にたっているので，時価変動組込み説の理論的問題を，旧実践から新実践への移

行の説明可能性および新実践における諸概念の整合性というふたつの視点から検討することにしたい。

Ⅲ　時価変動組込み説の問題点①――旧実践から新実践への移行の説明可能性の問題

（1）　時価変動組込み説の場合

時価変動組込み説によれば，収益費用観［F→S］と資産負債観［S→F］とは，取得原価に関する配分思考の計算方式と時価変動に関する価値評価思考の計算方式との対立として理解されているわけであるから，収益費用観から資産負債観への転換というキーワードに該当するのは，本来，売買目的有価証券だけのはずである（ただし，すぐ後に述べる第１の問題点でふれるように，合理的に説明されているということではない）。しかるに，現実には，満期保有目的金融資産の評価原則についても，旧実践と新実践とでは，大きな相違が観察できるのである。すなわち，旧実践においては，取得原価評価が原則であり，償却原価評価は単に許容されていたにすぎなかったのが，新実践においては，償却原価評価が原則となったのである。このことを念頭において，時価変動組込み説のような収益費用観・資産負債観の理解の仕方では，旧実践から新実践への変化を合理的に説明できないことについて，若干の考察を加えておこう。

図表２をみれば，金融資産の評価原則の変容について，ふたつの問題点が析出できる。まず第１に，売買目的有価証券に関する取得原価から売却時価への変容が，合理的に説明できないことである。時価変動組込み説による資産負債観の特質は，時価変動による損益にかかわっている点にある。そうであれば，そうした資産負債観を新実践に導入したとしても，旧実践における評価原則が取得原価（購入時の購入時価つまり支出額系統の数値）であるいじょう，同じく支出額系統で，ただ市場の変動を反映したものとしての購入時価にならざるを得ないのではないだろうか。収入額系統の売却時価になることなど，純理論的には，ついに不可能なのではないだろうか。つまり，通説のように，収益費用観と資産負債観とを，取得原価に基づく損益に関する計算方式と時価変動の損益に関する計算方式との対立とみるかぎり，支出額系統の数値である取得原価（購入時の購入時価）を収入額系統の売却時価に転換する論理を具えていないのである。あくまで，収益費用観における評価つまり取得原価（購入時の購入時価）について，その時価変動を反映させる論理しか内在していないので，購入時価に転換することはできても，売却時価に転換することは，論理的に不可能なのである。かくして，売買目的有価証券における取得原価（購入時の購入時価）から売却時価への変容を，時価変動組込み説は合理的に説明できないのである。

そして第２に，満期保有目的金融資産に関する評価規約の変容も，既に示唆したように，合理的に説明できない。なぜなら，時価変動組込み説によれば，満期保有目的金融資産は収益費用観に属するいじょう，そして，新実践におけるその評価原則が時価とは異なる償却原価（利子率の変動という市場変動を反映していない償却原価）であるいじょう，満期保有目的金融資産に関する旧実践から新実践への変容も，（配分思考にかかわる計算方式として定義された）収益費用観から（時価変動にかかわる計算方式として定義された）資産負債観への転換というキーワードによっては，

説明できないはずなのである。そのキーワードによるかぎり，論理的には，変容がないほうが自然であろう。そのかぎりにおいて，そうした変容は，理論的には誤りであると言わざるを得ない。

逆に言って，仮にもしそうした新実践の変容に合理性があるとしても，時価変動組込み説における収益費用観・資産負債観の枠組は，そうした変容を説明する論理を具えていない。したがって，満期保有目的金融資産の評価規約に関する旧実践から新実践への変容を，時価変動組込み説における収益費用観・資産負債観の枠組は，合理的に説明できないのである。

（2）　金融活動組込み説の場合

それでは，金融活動組込み説では，どうであろうか。収益費用観から資産負債観への転換ということは，「収益費用観からの離脱」の妥当性および「資産負債観への準拠」の妥当性ということを含意しているので，このふたつの視点から考えてみよう。

まず「収益費用観からの離脱」の妥当性という側面であるが，満期保有目的金融資産も売買目的有価証券も，共に，人間労働力により産出されたものではない「金融資産」であるいじょう，生産価格なるものは，存在しない。したがって，本来的に，取得原価（購入時の購入時価）で評価されることはないはずなのである。旧実践において，売買目的有価証券が取得原価で評価され，その販売時に損益が計上されたのは，価値生産活動による損益と資本貸与活動による損益との質的相違を無視して，資本貸与活動に属する売買目的有価証券には適用できないはずの，機械等の価値生産活動にかかわる損益の原則（原価＝実現原則）を強引に援用した結果であり，理論的には，誤りであると言わざるを得ない。そうであれば，売買目的有価証券に関する収益費用観からの離脱は，理論的に妥当であるということになる。

満期保有目的金融資産の旧実践における取得原価評価についても同断であるが，この場合には，売買目的有価証券とは異なり売買ということがないだけに，さすがに，機械等との類似性だけで，取得原価評価を押し通すことは，できなかった。したがって，いわば利益の平準化という観点から利息の計上を認め，やむなくアキュムレーション法を許容せざるを得なかったのであろう。しかし，これを許容にとどめざるを得なかった点にも，旧実践（収益費用観）では，価値生産活動しか想定されていない（資本貸与活動という活動が，理論的には認められていない）ということが如実に窺えるのである。しかし，この満期保有目的金融資産にしても，それが「金融資産」のカテゴリーに属しているいじょう，原則論として，割引現在価値で評価し，かつ利息法によって増価させなければならないのである。以上のように考えれば，旧実践における満期保有目的金融資産の原則的評価が取得原価であったことも，理論的に誤りだったのである。つまり，満期保有目的金融資産に関しても，収益費用観からの離脱は，理論的に妥当なのである。

次に，「資産負債観への準拠」の妥当性という側面であるが，金融活動組込み説によれば，収益費用観と資産負債観という識別の本質は，価値生産活動の損益（「事業資産」の損益）にかかわる計算方式か資本貸与活動の損益（「金融資産」の損益）にかかわる計算方式かという相違であるから，資産負債観というのは，「金融資産」を規定する計算方式にかかわっている。そして，満期保有目的金融資産も売買目的金融資産も，共に「金融資産」であるいじょう，その変容を，資

産負債観への転換つまり資産負債観への依拠というキーワードで語ることは，可能であろう。

以上のように，「金融資産」については，収益費用観からの離脱も資産負債観への準拠も，理論的に妥当だったのである。つまり，収益費用観に依拠した「金融資産」の評価規約の理論的誤りが，資産負債観への転換によって是正された，というのが本稿の見解である。こうした理解によって，旧実践から新実践への会計処理の変容の全体が，合理的に説明されたということになるのではないだろうか。

Ⅳ　時価変動組込み説の問題点②――新実践における諸概念の整合性の問題

次に，新実践における諸概念の整合性という視点から，時価変動組込み説の問題点を俎上に載せよう。その点については，具体的には，計算方式分類と事業資産・金融資産分類とのズレ，および取得原価と償却原価との関係というふたつの論点を取り上げなければならない。

（1）　事業資産・金融資産分類とのズレ

今日，新実践では，取得原価・償却原価（増価）・売却時価というみっつの評価基準が併存しているが，通説である時価変動組込み説によれば，図表２に示したように，取得原価と償却原価とが配分思考としての収益費用観［Ｆ→Ｓ］に，そして売却時価が価値評価思考としての資産負債観［Ｓ→Ｆ］に，それぞれ帰属させられている。このように，計算方式としての収益費用観・資産負債観は，今日，処理規約を基本的に規定しているとみなされているようである。

しかし，他方，事業資産・金融資産という資産分類も普及しており，この資産分類もまた，処理規約に大きくかかわっていると理解されている。例えば主観のれん学説によれば，事業資産は取得原価で，金融資産は原理的には時価で評価されなければならないようである。つまり，新実践に関しては，今日，計算方式分類および事業資産・金融資産分類が，処理規約の規定要因となっているのである。それを示せば，次のようになる。

図表５

［時価変動組込み説における処理規約の規定要因］

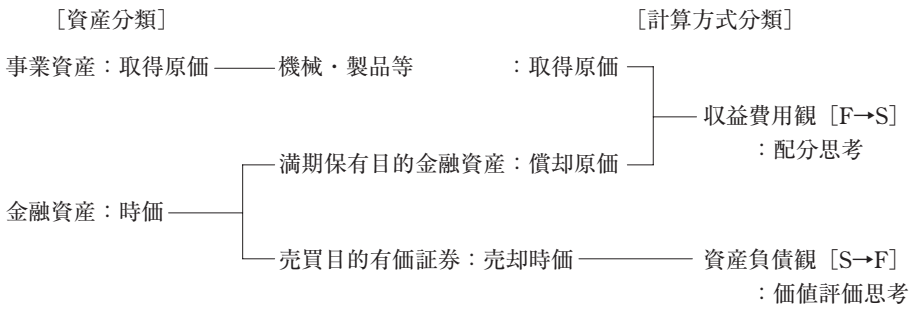

この図表によれば，「配分思考としての収益費用観に属する資産」・「価値評価思考としての資

産負債観に属する資産」という計算方式分類と，事業資産・金融資産という資産分類とにズレが生じていることに留意すべきであろう。つまり，満期保有目的金融資産は，計算方式分類の視点からは，機械・製品等の取得原価と同じく，配分思考としての収益費用観に属しているのに，資産分類の点からは，機械・製品等の属する事業資産にではなく，時価で評価された売買目的有価証券と共に金融資産に属しているのである。

このズレは，資産分類および計算方式が，それぞれ，独自の処理規約を主張するとなると，深刻な問題を惹起する。すなわち，主観のれん学説によれば，主観のれんがない金融資産は，原理的には売却時価で評価されなければならないようである。そのように，金融資産の原理的な評価規約が時価であるとすると，図表５における金融資産の下位カテゴリーのひとつとしての満期保有目的金融資産の償却原価評価と矛盾が生じてしまうのである。すなわち，時価評価という金融資産一般の評価原則が原理的に妥当とみなされたにもかかわらず，その一下位概念である満期保有目的金融資産については，なぜ償却原価で評価されるのであろうか。逆に言えば，下位概念である満期保有目的金融資産の償却原価と売買目的有価証券の売却時価とを，どうして，下位概念のひとつである売却時価で括ることができるのであろうか。あまりに乱暴な話である。

こうした非論理的な状況を招いた原因が，計算方式分類と資産分類とのズレにあることは，言わずもがなのことであろう。いずれにしても，図表５における（金融資産に関する）評価規約の関係は，理論的に破綻していると言ってよいであろう。

（２）　取得原価と償却原価との関係

次に，機械・製品等と満期保有目的金融資産とを配分思考としての収益費用観として括ることが，不可能な点を検討しなければならない。それを評価概念の点からみれば，取得原価と償却原価とを括る上位概念が定式化されていない（存在していない）ということであるが，ここでは，満期保有目的金融資産の償却原価という概念が，［Ｆ→Ｓ］という配分思考としての収益費用観によっては，合理的に説明できない点を取り上げよう。

満期保有目的金融資産，例えば割引債の償却原価法が，配分思考としての収益費用観に属することの根拠を，２年後の第Ⅱ期期末に121のキャッシュインフローが約束されている割引債を第Ⅰ期期首に100で購入した（利子率は10%），という事例によって考えてみよう（会計期間は１年）。その根拠は，おそらく，［100×0.1＝10］という算式により，まず受取利息というフローが決まり，次いでそのフロー 10を期首ストック額100に加算することによって，期末ストック額110が導出されるという点にあるのではないだろうか。それを示せば，図表６の（ロ）のようになろう。

設備資産の場合，例えば取得原価100，残存価額０，耐用年数10年の機械を第Ⅰ期期首に購入したとすれば，その第Ⅰ期期末のストック額は，（ハ）のように示される。たしかに，まず減価償却というフロー 10が決定され，その10を第Ⅰ期期首のストック額100から差引くことによって，第Ⅰ期期末のストック額90が導出される。

加算と減算との相違はあれ，こうした類似性により，割引債の償却原価法も，配分思考としての収益費用観［Ｆ→Ｓ］に属するとみなされたのではないであろうか。

図表 6

（イ）割引債の評価額

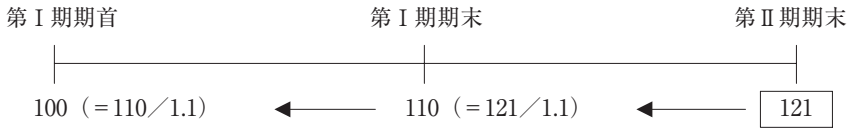

（ロ）割引債に関する　　：　　１００＋１００×０．１＝１１０
フローとストックとの関係　　フロー額の決定　ストック額の導出

（ハ）機械に関する　　：　　１００－１００／１０＝９０
フローとストックとの関係　　フロー額の決定　ストック額の導出

（ハ）の場合には，たしかに，配分思考としての収益費用観［F→S］に属していると言えよう。減価償却費10というのは，一方，価値生産活動の製造過程において，人間労働力を媒介とした，機械価値の仕掛品・製品等への価値移転現象を表現したものに他ならないのであるから，そこには，経験的には把握できないとしても，理念的には物量的フローがあるとみてよいであろう。つまり，そのように物量的フローがあるいじょう，理念的には，減価償却費は，自律的に決定されたと言ってよいのである。このように，減価償却費というフローに関しては，①フローの自律性が要求されるのである。

他方，機械の第Ⅰ期期末のストック額90というのは，この減価償却費額が判明することによってのみ，導出できる。減価償却費10を差引いて算出する方法以外に，機械の第Ⅰ期期末のストック額90を算出する方法は，存在しないのである。逆に言えば，機械の第Ⅰ期期末のストック額90は，時価あるいは割引現在価値といったような経済的意味をもつ数値ではないので，それを自律的に決定することは，不可能なのである。そのかぎりで，期末ストック額の決まり方については，フロー依存的と言ってよいのである。

以上のように，［F→S］という計算方式には，①（フローの性質に関する）フローの自律性，および②（ストックの決まり方に関する）ストックのフロー依存性というふたつの特質が認められるのである。

そうであれば，問題は，割引債の場合に，このふたつの特質が具わっているかどうかである。まず①フローの自律性であるが，図表６の割引債の事例において，第Ⅰ期期末には［割引債10，受取利息10］と仕訳されるが，この受取利息10に，減価償却費にみられたような自律性が認められるのであろうか。換言すれば，10という独自の数値を具えた割引債が，現実に流入したのであろうか。そのように物量的フローがあれば，たしかに，この受取利息には自律性が認められると言ってよいであろう。しかし，この仕訳の場合には，そうした物量的フローは，一切ないのであ

る。生じたことと言えば，（イ）に示したように，単に同一の割引債の評価額が100から110に変化したにすぎない。そのように，第Ⅰ期期末の割引債の評価額が110になったので，割引債の数値をその110にするために，［(借）割引債10］を計上したにすぎないのである。したがって，そこには，割引債10だけの現実の流入があったのではないいじょう，物量的フローなど，一切存在しないのである。そうであれば，［割引債10，受取利息10］という仕訳における受取利息10が，自律的に定まったとは言えないであろう。その点については，上記の傍点部分「割引債の評価額が110になった」という一文に留意すべきであろう。すなわち，第Ⅰ期期末の割引債のストック額110は，受取利息10が算出される以前に，既に定まっていたのである。自律的に決められた受取利息10に基づき割引債の第Ⅰ期期末ストック額110が，算出されたのではなく，逆に，第Ⅰ期期末ストック額110は既に算出されていたのである。そして，それと第Ⅰ期期首ストック額100との差引計算により，受取利息10が，導出されたのである。

つまり，［割引債10，受取利息10］という仕訳は，割引債の第Ⅰ期期末簿価額100を，既知の110に評価替えするためのいわば修正仕訳であり，けっして，10という測定値をもつ割引債の現実の流入（物量的フローの現実の流入）を表現するものではあり得ないのである。

こうした説明は，既に②（ストックの決まり方に関する）ストックのフロー依存性の問題にかかわっているが，ここで，改めて，この②の問題を考えてみよう。これまでにも繰返し述べたことではあるが，割引債の場合，将来キャッシュインフロー 121と利子率10％とが特定されさえすれば，図表６（イ）に示したように，各時点のストック額は，即時に判明する。それは，購入時点の第Ⅰ期期首の評価額である100だけではない。第Ⅰ期期末時点の評価額110も，既に判明しているのである。したがって，第Ⅰ期の受取利息額10が算出された後に初めて，第Ⅰ期期末ストック額110が定まった，というのではない。実相は，その逆である。すなわち，第Ⅰ期期末ストック額110は既に判明しており，それから第Ⅰ期期首ストック額100を差引くことにより，受取利息10をいわば逆算したのである。

以上のように考えれば，満期保有目的の金融資産の償却原価（増価）が［Ｆ→Ｓ］という計算方式（収益費用観）に属している，という一般的理解は，いかに，制度的にも，又ほとんどの理論書においても認められているとしても，明らかに誤りである。純理論的には，［Ｓ→Ｆ］という計算方式（資産負債観）に属していると考えなければならない。そのことは，満期保有目的金融資産の評価額が，割引現在価値の一種（当初の利子率を用いたものではあれ，割引現在価値）であることからのいわば論理必然的な帰結なのである。そうであれば，配分思考と価値評価思考という二項対立も，理論的には否定されなければならないはずなのである。

Ⅴ　金融活動組込み説への道

以上のように，収益費用観［Ｆ→Ｓ］と資産負債観［Ｓ→Ｆ］との二項対立の本質を，配分思考と価値評価思考という相違に求める時価変動組込み説は，理論的に破綻していると言わざるを得ない。本書の視点からすれば，その二項対立の本質は，価値生産活動の損益にかかわる計算方

式と，資本貸与活動の損益にかかわる計算方式との相違として再構成されなければならないのである。この金融活動組込み説の全体像を，時価変動組込み説との関係で示せば，次のようになる（RE 観：収益費用観，AL 観：資産負債観，DCF：割引現在価値）。

図表 7

［時価変動組込み説から金融活動組込み説への道］

［時価変動組込み説］

事業資産：取得原価　＝　機械・製品等　＝　取得原価

金融資産：時価
- 償却原価＝満期保有目的金融資産＝償却原価
- 売却時価　＝　売買目的有価証券　＝　売却時価

：配分思考としての RE 観［F→S］

：価値評価思考としての AL 観［S→F］

［事業資産・金融資産分類］
：企業価値評価にかかわる資産分類

⇩

［充用分資産・派遣分資産分類］
：損益計算にかかわる資産分類

［配分思考・価値評価思考としての RE 観・AL 観］

⇩

［価値生産活動・資本貸与活動としての RE 観・AL 観］

充用分資産：取得原価　＝　機械・製品等　＝　取得原価　：価値生産活動としての RE 観［F→S］

派遣分資産：DCF
- 増　　価　＝　満期保有金融資産　＝　増　　価
- 売却時価　＝　売買目的有価証券　＝　売却時価

：資本貸与活動としての AL 観［S→F］

［金融活動組込み説］

今日の通説によれば，⇩の上部に示したように，計算方式としては，配分思考・価値評価思考としての収益費用観［F→S］・資産負債観［S→F］に依拠しつつ，他方で，主観のれんの有無に基づく事業資産・金融資産という資産分類も，採用されているようである。

そこで，まず右側の計算方式を取り上げよう。価値評価思考としての資産負債観を導入することに，新実践の特質を見出す時価変動組込み説は，償却原価の計算方式を合理的に説明できないし，旧実践から新実践への移行についても合理的に説明できない。したがって，収益費用観［F→S］・資産負債観［S→F］の分別のメルクマールは，配分思考・価値評価思考から価値生産

活動・資本貸与活動へと是正されなければならない。すなわち，新実践への移行に関しては，金融活動組込み説が，採用されなくてはならない。具体的には，満期保有目的金融資産の増価と売買目的有価証券の売却時価とが，資本貸与活動としての資産負債観［S→F］によって導入されたと理解することによって，合理的説明が可能になるのである。

次に左側の資産分類であるが，事業資産・金融資産分類のもとでは，その金融資産は，原理的に時価評価になり，したがって，その下位概念である満期保有目的金融資産の償却原価評価と矛盾をきたしてしまうのである。利益が企業の経済活動によって産出されることを考えれば，保有目的に従って評価規約を定めることには，合理性がある。したがって，満期保有目的金融資産の償却原価評価と売買目的有価証券の売却時価評価とは，損益計算という計算目的に適合していると言ってよいであろう。

その点に関して問題なのは，事業資産・金融資産という資産分類のほうであろう。それは，本来，企業価値評価にとって便宜な資産分類のはずなのである。すなわち，個々の資産の企業価値評価は，その割引現在価値によって測定できるのであるが，主観のれんのない金融資産の場合には，割引現在価値と時価とが等しいので（割引現在価値＝時価），時価によって，企業価値評価が測れる。それに対して，主観のれんがある事業資産の場合には，割引現在価値と時価とには乖離がある（割引現在価値＝時価＋主観のれん額）。したがって，その企業価値評価は，時価では測れない。何らかの別の形で主観のれん額を推定せざるを得ないことになる。

以上のように，主観のれんの有無をメルクマールとした事業資産と金融資産という分別は，企業価値評価への役立ちにかかわっており，損益計算という計算目的に適合したものではないのである。金融資産の原理的評価基準としての時価評価が，損益計算を計算目的とする処理規約の体系に，その位置を占め得ないとしても，格別に異とするには当たらないのである。

その点，筆者の依拠する充用分資産・派遣分資産という資産カテゴリーは，損益計算という計算目的に導かれて演繹されたものに他ならない。したがって，派遣分資産の原理的評価基準は，時価ではなく，割引現在価値なのである。その下位概念である満期保有目的金融資産の増価にしても，売買目的有価証券の時価にしても，割引現在価値に他ならないので，上位概念である派遣分資産の原理的評価基準である割引現在価値と抵触することは，ないわけである。

さらに言えば，計算方式としての収益費用観と資産負債観との分別にしても，金融活動組込み説の場合には，資産分類として採用された充用分資産と派遣分資産という資産カテゴリーをメルクマールにしているのであるから，資産分類と，計算方式としての収益費用観［F→S］・資産負債観［S→F］とには，もともと整合性があるのである。

以上のように考えれば，計算対象に関しては，充用分資産・派遣分資産という資産分類によって，そして，計算方式に関しては，金融活動組込み説に従って，価値生産活動の損益にかかわる収益費用観［F→S］と資本貸与活動の損益にかかわる資産負債観［S→F］という分別によって，実践における処理規約は，合理的に説明できると言ってよいであろう。

Ⅵ　評価規約の規定要因――計算対象と計算方式との関係

以上のように，現代会計における処理規約は，計算対象に関する充用分資産・派遣分資産という資産分類，そして，計算方式に関する，価値生産活動・資本貸与活動にかかわるものとしての収益費用観［F→S］・資産負債観［S→F］という分別によって規定されていると本稿は考えている。しかしながら，そのさい留意すべきは，計算対象の論理と計算方式の論理とが，けっして等価的関係にあるのではない，という点である。すなわち，上記したように，収益費用観［F→S］と資産負債観［S→F］という計算方式の識別のメルクマールが，価値生産活動と資本貸与活動という計算対象に関する相違であることからも明らかなように，ここでは，計算対象に関する損益産出活動の相違に従って，それに相応しい計算方式が選定される，という関係にある。つまり，評価規約の根本的な規定要因は，計算対象における損益産出活動の態様にあるのである。そうした意味で，本稿の立場は，［(計算対象→計算方式）→評価規約］とでも表現できよう。

ここで，わが国おける評価規約の規定要因に関する考え方について，若干整理しておこう。大別すれば，①計算対象の論理と計算方式の論理とを等価的に規定要因とする立場，②もっぱら計算方式の論理が規定要因とする立場，そして③計算対象の論理が規定要因とする立場（計算方式も無関係ではないが，その計算方式にしても，根本的には，計算対象の論理によって規定されているとする立場）の三者が，識別できよう。本稿の立場は，もちろん③であるが，その視点から，①および②の問題点を若干考えることにしよう。

まず①の立場であるが，これは，［(計算対象⇔計算方式）→評価規約］とでも表現できよう。この場合，計算対象に規定された資産分類と，計算方式により識別された資産カテゴリーとが，それぞれ固有（別個独立）の評価規約を主張する，という可能性が生じよう。その場合には，図表５に示したような理論的混乱が，起こりかねないのである。そこでは，計算対象上の事業資産および金融資産という資産カテゴリーと，配分思考・価値評価思考というメルクマールにより識別された，収益費用観［F→S］に帰属する資産カテゴリーおよび資産負債観［S→F］に帰属する資産カテゴリーとが，等価的に対峙しており，そのそれぞれが，別個独立の評価規約を主張しているのである。そのために，原理的には時価で評価される金融資産概念のもとに，満期保有目的金融資産の償却原価が下位概念として帰属させられる，といった非論理的な体系が現出してしまったのである。

計算対象の論理に基づく評価規約と計算方式の論理に基づく評価規約とが，任意に形成されるかぎり，（等価的に形成されるかぎり）上記のような理論的混乱，ひいては理論的破綻の可能性は，常に存在していると言ってよいであろう。したがって，①の立場は，成立し難い。

次に②の立場であるが，この場合には，計算対象の論理とはかかわりなく，計算方式によって評価規約が定まるのであるから，［計算方式の選択→評価規約］とでも表現できよう。例えば売買目的有価証券についてみれば，計算方式として，（配分思考に基づく）収益費用観を選択すれば，

取得原価という評価規約になり，（価値評価思考に基づく）資産負債観を選択すれば，評価規約は時価になる，ということのようである。

そうであれば，まず第１に，この立場によれば，まずもって計算方式が選択されなければならないが，その選択の合理性が，問われなければならない。つまり，計算対象の論理に制約されることなく，任意に計算方式が選択されるとなると，その選択は，どのようにして決定されるのであろうか。上記の売買目的有価証券の事例で言えば，原価評価か時価評価かを決定するのが，計算方式の選択にあるいじょう，まずもって，収益費用観を採るか資産負債観を採るか，ということが決定されていなければならない。しかし，その選択は，どのようにして決定されるのであろうか。それが，研究者個人によってなされるにしても，学界レベルにおける合意によるものであったとしても，いずれにしても，価値判断にかかわってくるであろう。その決定の主体者を研究者から情報要求者（投資家）に置き換えても，価値判断の介入は，避けられないであろう。そうであれば，会計理論は，みずからがそうした価値判断の妥当性を主張しなければならないことになる。しかし，価値判断の妥当性を理論（科学）の名前において主張することなど，可能なのであろうか。そのことが，問われなければならない。逆に言えば，理論においては，その是非についての議論が，客観的に可能でなくてもよいのか，ということである。

その点はさておき，仮にある計算方式が選定されたとすると，この立場によれば，計算対象の論理とは無関係に，その計算方式に従って，評価規約が決定されるようである。しかしながら，測定というものが，対象に数値を割当てるプロセスであるとすれば，計算対象の論理を顧慮することなく，評価規約を決定することなど，本当に可能なのであろうか。②の立場については，第２に，そのことが問われなければならない。

この問題提起を売買目的有価証券の事例によって具体的に展開すれば，次のようになろう。すなわち，売買目的有価証券は，旧実践においては，収益費用観に基づいて取得原価で評価されていたのであるが，新実践においては，資産負債観に転換することによって，時価評価されることになってしまったのである。そこでは，売買目的有価証券の損益産出上の特質が格別に検討されることなく，もっぱら収益費用観という計算方式から資産負債観という計算方式への転換ということによって，原価評価から時価評価への変化が，正当化されているのである。

いま仮に有価証券が，旧実践においては存在しなかったのに，新実践において初めて存在するに至り，したがって，売却時価で評価すべく，資産負債観が導入されたというのなら，筆者にも得心がゆく。その場合には，計算対象が，旧実践と新実践とでは，変化したのである。そのように，計算対象が変化したいじょう，その変化に対応して，有価証券にそぐった資産負債観［ストック→フロー］という新たな計算方式が導入されることも，たしかにあり得よう。そして，その計算対象の変化は，いわば客観的事実であるから，それを説明する概念用具としての資産負債観の導入もまた，ひとつの客観的事実と言ってよいであろう。そうであれば，そうした新たな計算対象を資産負債観によって本当に合理的に説明できるかどうか，ということを客観的に議論することも，可能なはずである。そのかぎりにおいて，資産負債観の導入は，科学理論における客観的認識の領域に属しているとみることも，できよう。

しかし，今日主張されている資産負債観の導入は，まったくその様相を異にしている。すなわち，上記の有価証券について言えば，旧実践においても，実在していたのである。そして，この有価証券の経済的性質は，新実践においても，旧実践の時とまったく変わっていないはずなのである。それにもかかわらず，単に，収益費用観から資産負債観に転換したと主張することによって，その資産負債観に規定されて，評価原則が，時価へと変化してしまったのである。そんなことが，そもそもあり得るのであろうか。

実践レベルにおいて評価原則が変わったということは，当然，処理を行なう実務家あるいは情報要求者としての投資家等の考え方が変わったということであろうか。理論レベルにおいて，収益費用観から資産負債観への転換によって，評価基準が取得原価から売却時価に変わったということは，研究者の考え方が，変わったということであろうか。

その場合，ある実務家・投資家あるいは研究者（これは，ほとんどの実務家・投資家・研究者と言い換えてもよい）が，収益費用観から資産負債観に考え方を変えたというだけで，同一の経済的性質をもつ有価証券が，本当に，原価評価から時価評価になるのであろうか。つまり，実務家・投資家・研究者の主観によって，有価証券の評価原則という客観的存在についての客観的認識が変化してしまうということなど，本当にあるのであろうか。そうした変化は，眼を細めると，それまでの美女が一転して醜女になってしまうゲシュタルト変換のようなものなのであろうか。

それはともかく，この立場の特質は，計算対象の論理がまったく顧慮されていないという点にある。しかし，そのように計算対象の論理をまったく排除してしまって，本当によいのであろうか。会計の計算目的が損益計算であり，そして，その利益が企業の経済活動によって産出される，というもっとも基本的事実を直視するならば，計算対象の論理をも視野に入れなければならないのではないだろうか。その場合には，有価証券の経済的性質が同一であるかぎり，同一の評価原則が適用されなければならないのではないだろうか。

以上のように考えれば，②の立場は，理論的に成立しないのではないだろうか。

それでは，［(計算対象→計算方式）→評価規約］と表現できる③の立場は，どうであろうか。この立場によれば，計算方式も，たしかに評価規約の決定にかかわっているが，けっして，計算対象と同格の位置にあるわけではない。計算方式は，あくまで計算対象に規定される関係にあるのであるから，計算対象とは無関係に，計算方式が，独自の評価規約を決定できるわけではない。評価規約の究極的な規定要因は，計算対象の論理にあるのである。したがって，①の立場にみられるような理論的混乱，さらには理論的破綻は，回避されていると言ってよいであろう。

また，計算対象の論理が評価規約の究極的な規定要因であるいじょう，②の立場に関するふたつの理論的問題点も，回避されていると言ってよいであろう。

この③の立場が理論的に妥当である，というのが本稿の結論である。